

工事成績採点表(下水道工事)

令和 年 月 日 作成

工事番号	工事名					工期										契約金額																					
受注者名						~										完成年月日																					
		主任監督員		総括監督員		検査員(出来形部分・中間・部分完成)					検査員(出来形部分・中間・部分完成)					検査員(完成)																					
		氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名																			
考査項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e			
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																															
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																															
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5	+2.5		0	-7.5	-15	+5	+2.5		0	-7.5	-15	+5	+2.5		0	-7.5	-15	+5	+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																								
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																								
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																															
3. 出来形	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20			
及び	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4	0	-12.5	-25			
出来ばえ	III. 出来ばえ													+5	+2.5		0	-5		+5	+2.5		0	-5		+5		+5	+2.5		0	-5					
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応※2																																				
5. 創意工夫	I. 創意工夫	※3																																			
6. 社会性等	I. 地域への貢献度	※4					+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																										
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点					点					点					点					点					点										
評定点(65±加減点合計)	※1	①	点	②	点	③	点	③	点	④	点																										
評定点計		⑤	点	○既済部分(出来形部分・中間・部分完成)検査があつた場合:(①)			点×0.4+②		点×0.2+③		点×0.2+④		点×0.2)=	点																							
			○既済部分(出来形部分・中間・部分完成)検査がなかつた場合:(①)			点×0.4+②		点×0.2+④		点×0.4)=		点																									
7. 法令遵守等	※7						点																														
評定点合計	※8	⑦	点	7. 評定点計⑤(点)-8. 法令遵守等⑥(点)=		点																											
8. 総合評価	技術提案履行確認	※9				履行	不履行	対象外																													
所見	※5	(主任監督員)	(総括監督員)	(検査員)	(検査員)	(検査員)																															

※1 65点 + 1.~3.の評定(加減点合計) + 4.~6.の評定(加点合計) = 評定点

各評定点(①~④)は少数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。

評価に際しては、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があつた場合に評価する項目である。

※4 4., 5., 6.は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。

※5 所見は、80点以上または、65点未満を評定した場合には必ず記載する。

※6 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、検査員の評価に先立ち、主任監督員、総括監督員が行う。

※7 法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。

※8 評定合計は、少数第1位とする。

※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

※10 熊本市上下水道局工事技術検査要領において準用する熊本市工事技術検査要領第7条に定める監督員、主査をそれぞれ主任監督員、総括監督員に読み替える。

細目別評定点採点表

項目	細別	①主任監督員	②総括監督員	③検査員 (出来形部分・中間・部分完成)	③検査員 (出来形部分・中間・部分完成)	④検査員(完成)	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I . 施工体制一般	() × 0.4+2.9=	点				点	3.3点
	II . 配置技術者	() × 0.4+2.9=	点				点	4.1点
2. 施行状況	I . 施工管理	() × 0.4+2.9=	点	() × 0.4+6.5=	点	() × 0.4+6.5=	点	13.0点
	II . 工程管理	() × 0.4+2.9=	点	() × 0.2+3.2=	点		点	8.1点
	III . 安全対策	() × 0.4+2.9=	点	() × 0.2+3.3=	点		点	8.8点
	IV . 対外関係	() × 0.4+2.9=	点				点	3.7点
3. 出来形 及び 出来ばえ	I . 出来形	() × 0.4+2.8=	点	() × 0.4+6.5=	点	() × 0.4+6.5=	点	14.9点
	II . 品質	() × 0.4+2.9=	点	() × 0.4+6.5=	点	() × 0.4+6.5=	点	17.4点
	III . 出来ばえ			() × 0.4+6.5=	点	() × 0.4+6.5=	点	8.5点
4. 工事特性	I . 施工条件等への 対応		(0.0) × 0.2+3.3=	3.3 点			点	7.3点
5. 創意工夫	I . 創意工夫	(0.0) × 0.4+2.9=	2.9 点				点	5.7点
6. 社会性等	I . 地域への貢献度		() × 0.2+3.2=	点			点	5.2点
7. 法令遵守等			() × 1.0=	点			点	
評定点合計								100点
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認		履行 不履行 対象外					

※既済部分(出来形部分・中間・部分完成)検査があった場合(①+②+③×0.5+④×0.5)=細目別評定点(出来形部分、中間等が2回以上の場合は③を平均する)

既済部分(出来形部分・中間・部分完成)検査がなかった場合(①+②+④)=細目別評定点

※得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

下水道工事 R5-1版

(主任監督員)

[記入方法] 該当する項目の□にマークを記入する

考查項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
1. 施工体制	I. 施工体制一般					
	「評価対象項目」 削除項目(該当がない場合)	<p><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工計画書を工事着手前に提出している。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。</p> <p><input type="checkbox"/> 品質証明員(社内検査員など)が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって確認して、品質證明に係る体制が有効に機能している。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 元請が下請けの作業成果を検査している。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工計画書と現場施工方法が一致している。</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 工場製作期間における技術者を適切に配置している。</p> <p><input type="checkbox"/> 機械設備、電気設備について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。</p> <p><input type="checkbox"/> (上記+港湾工事:工事規模に応じた人員、船舶・機械配置の施工となっている。)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>		
	「判断基準」	<p>該当項目が90%以上……………a</p> <p>該当項目が80%以上～90%未満 ……b</p> <p>該当項目が80%未満……………c</p>		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値()=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</p>		
	II. 配置技術者 (現場代理人等)					
	「評価対象項目」 削除項目(該当がない場合)	<p><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。</p>			<p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
	【全体を評価する項目】					
	【現場代理人を評価する項目】	<p><input type="checkbox"/> 現場代理人が、工事全体の把握ができている。</p> <p><input type="checkbox"/> 設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 監督員への報告を適時及び確実に行っている。</p>				
	【監理(主任)技術者を評価する項目】	<p><input type="checkbox"/> 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。</p> <p><input type="checkbox"/> 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 港湾工事等潜水作業従事者を適正に配置している。</p> <p><input type="checkbox"/> 港湾工事等海上起重作業船団長を適正に配置している。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他</p>				
	「判断基準」	<p>該当項目が90%以上……………a</p> <p>該当項目が80%以上～90%未満 ……b</p> <p>該当項目が80%未満……………c</p>		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値()=()評価数/()対象評価項目数</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</p>		

別紙-1②

(主任監督員)

査項目	細別	a	b	c	d	e
2.施工状況	I 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		<p>「評価対象項目」</p> <p>削除項目(該当がない場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 <input checked="" type="checkbox"/> 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 <input checked="" type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 <input type="checkbox"/> 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 <input type="checkbox"/> 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 <input type="checkbox"/> 現場内の整理整頓を日常的に実行している。 <input checked="" type="checkbox"/> 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 <input type="checkbox"/> 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 <input checked="" type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 <input type="checkbox"/> 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 <input type="checkbox"/> (上記+港湾工事:廃棄物の減量化の取り組みがなされている。) <input type="checkbox"/> (上記+港湾工事:現場に適応した作業船、機械が配置されている。) <input checked="" type="checkbox"/> その他 <p>理由:()</p> <p>「判断基準」</p> <p>該当項目が90%以上……………a</p> <p>該当項目が80%以上～90%未満…b</p> <p>該当項目が80%未満……………c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値()=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする </div>		<input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。		<input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
	II 工程管理	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		<p>「評価対象項目」</p> <p>削除項目(該当がない場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 <input type="checkbox"/> 実施工表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 <input checked="" type="checkbox"/> 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 <input checked="" type="checkbox"/> 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 <input type="checkbox"/> 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 <input type="checkbox"/> 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 <input type="checkbox"/> 休日の確保を行っている。 <input type="checkbox"/> 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 <input type="checkbox"/> (上記+港湾工事:作業船、機械、労務の適切な配置により工程の遅れを発生させることなく工事を完成させた。) <input type="checkbox"/> (上記+港湾工事:気象海象予報情報を入手し、作業実施日の判断をしていた。) <input type="checkbox"/> (上記+港湾工事:主作業時には、短期間のタイムスケジュールを作成し、適切な管理が行われている。「ケーン据付、コンクリート打設、回航など」) <input type="checkbox"/> (上記+港湾工事:航路や漁業区域に隣接し、船舶の入出港や操業時期の規制など、各種制約への対応が適切で大きな工程の遅れがなかった。) <input type="checkbox"/> (上記+港湾工事:関連工事等と積極的に調整を行った。) <input checked="" type="checkbox"/> その他 <p>理由:()</p> <p>「判断基準」</p> <p>該当項目が90%以上……………a</p> <p>該当項目が80%以上～90%未満…b</p> <p>該当項目が80%未満……………c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値()=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする </div>		<input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。		<input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙-1③

(主任監督員)

考查項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
	III.安全対策	<p>「評価対象項目」</p> <p>削除項目(該当がない場合)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 過積載防止に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> (上記+港湾工事:緊急時の体制及び対応と連絡体制が確立されている。)</p> <p><input type="checkbox"/> (上記+港湾工事:作業限界条件を設定し、気象海象状況を把握し、適切に安全に作業を実施している。)</p> <p><input type="checkbox"/> (上記+港湾工事:現場条件に対応した安全対策を施している。)</p> <p><input type="checkbox"/> (上記+港湾工事:海洋環境等に配慮し、公衆災害等への対策を施している。)</p> <p><input type="checkbox"/> (上記+港湾工事:台風接近時などにおける防災への対応が適切に行われていた。)</p> <p><input type="checkbox"/> (上記+港湾工事:地震、津波時の避難場所、経路、誘導体制が確立されている。)</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>理由:()</p> <p>「判断基準」</p> <p>該当項目が90%以上……………a</p> <p>該当項目が80%以上～90%未満…b</p> <p>該当項目が80%未満……………c</p>	<p><input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>		
	IV.对外関係	<p>a 適切である</p> <p>b ほぼ適切である</p> <p>c 他の評価に該当しない</p> <p>d やや不適切である</p> <p>e 不適切である</p> <p>「評価対象項目」</p> <p>削除項目(該当がない場合)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、对外関係について指示事項が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>理由:()</p> <p>「判断基準」</p> <p>該当項目が90%以上……………a</p> <p>該当項目が80%以上～90%未満…b</p> <p>該当項目が80%未満……………c</p>	<p><input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>		

別紙-1④

(主任監督員)

査査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	<input type="checkbox"/>	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	<input type="checkbox"/>	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/>	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 <input type="checkbox"/>
		<p>①出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。</p> <p>②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。</p> <p>③出来形管理とは、「土木工程施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。</p> <p>④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p>				

別紙-1⑥

(主任監督員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ II.品質		<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督員が改修請求を行った。
	※ ばらつきの判断は別紙-4参照。 ①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③品質管理とは、「土木工程施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする					
下水道管渠(管)工事 (開削工事) ※上記によらず、当該欄で評価	a	b	c	d	e	
	品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である	
	「評価対象項目」 削除項目(該当がない場合) <input type="checkbox"/> 材料の品質及び形状が設計図書等に適合する証明書が整備されている。 <input type="checkbox"/> 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。 <input type="checkbox"/> 埋戻しが設計図書(仕様書)のとおりに施工されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 仮復旧、仮設の施工が適切で周囲への影響がみられない。 <input type="checkbox"/> 既設地下埋設物等の破損なく施工を終えた。 <input type="checkbox"/> 汚水までの設置位置が適切であり、維持管理上問題ない。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の写真記録が適正である。 <input type="checkbox"/> マンホール内の仕上げが良好である。 <input type="checkbox"/> 管の通りが良く、水の蛇行が少ない。 <input type="checkbox"/> インバート仕上げが良好であり、水の流れがよい。 <input type="checkbox"/> 完成図書が整理され、過不足なく提出されている。		<input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。 上記項目に該当あれば…d	<input type="checkbox"/> 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記項目に該当あれば…e		
	「判断基準」 該当項目が90%以上……………a 該当項目が80%以上～90%未満………b 該当項目が80%未満……………c	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値()=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする				

別紙-1⑦

3.出来形及び出来ばえ II.品質	維持・修繕工事 (管更生)工事 ※上記によらず、当該欄で評価	a	b	c	d	e
		品質管理が適切である	品質管理がほぼ適切である	他の項目に該当しない	品質管理がやや不備である	品質管理が不備である
	「評価対象項目」 削除項目(該当がない場合) <input type="checkbox"/> 材料(更生材料等)の品質及び形状が設計図書等に適合する証明書が整備されている。 <input type="checkbox"/> 材料の保管・取扱いを適切に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 事前調査において、既設管内の布設状況、障害物及び漏水等の状況を十分に把握していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 事前処理により、施工時に支障がないよう適切な措置を施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 管体内面に、ふくれ、しわ、扁平、破損等が無く基準値を満たしていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 硬化時の時間・温度等の管理が適切に行われている。又は、製管材使用時の裏込め材の注入管理が適切に行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 仕様書等に定められた品質試験を実施し、規格値を満たしていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の写真記録が適切である。 <input type="checkbox"/> 既設地下埋設の破損等なく施工した。(開削部) <input type="checkbox"/> 仮復旧、仮設の施工が適切で周囲への影響がみられない。(開削部) <input type="checkbox"/> 完成図書が整理され、過不足なく提出されている。		<input type="checkbox"/> 監督員が文書で改善指示を行った。 上記項目に該当あれば…d	<input type="checkbox"/> 契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 上記項目に該当あれば…e		
	「判断基準」 該当項目が90%以上……………a 該当項目が80%以上～90%未満………b 該当項目が80%未満……………c	① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値()=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする				

考査項目	細別	工夫事項			
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p>【施工】</p> <p><input type="checkbox"/> 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 部材並びに機材等の運搬及び吊り方などの施工方法に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 照明などの視界の確保に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 運搬車両、施工機械等に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 盛土の総固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> ICT活用対象工事で全ての施工プロセスにおいてICT活用[※]または「情報化施工」を取り入れた工事。 ■施工プロセスとは、「①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建機による施工、④3次元出来形管理、⑤3次元データの納品」の5つのプロセスのこと。</p> <p>※本項目は2点の加点とする。 ^{※情報化施工:ICT活用対象工事以外で、5つのプロセス若しくは一部のプロセスを活用した工事}</p> <p><input type="checkbox"/> ICT活用対象工事で、一部の施工プロセスにおいてICT活用した工事、特殊な工法や材料を用いた工事。(一部活用のパターン(組み合わせ)は、ICT活用工事試行要領を参照)</p> <p><input type="checkbox"/> 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。</p> <p>【新技術活用】</p> <p><input type="checkbox"/> NETIS登録技術のうち試行技術を活用し、活用効果調査表を提出している。 ※本項目は2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> NETIS登録技術のうち活用した試行技術が「少実績優良技術」である場合又は発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上であった場合。 ※本項目は2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> NETIS評価情報技術のうち「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」を活用し、活用効果調査表を提出している。 ※本項目は4点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> NETIS登録技術のうち試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術を活用した結果、発注者による活用効果調査結果の総合評価点が120点以上の場合。 ※本項目は4点の加点とする。</p> <p>※新技術の活用に関する上記4項目での加点は最大4点とする。</p> <p>【品質】</p> <p><input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 配筋、溶接作業等に関する工夫。</p> <p>【安全衛生】</p> <p><input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)</p> <p><input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 厳しい作業環境の改善に関する工夫。</p> <p><input type="checkbox"/> 環境保全に関する工夫。</p>			
		<p>【働き方改革】</p> <p><input type="checkbox"/> 週休2日試行工事に取り組み、4週8休(現場閉所率28.5%)以上を達成した。</p>			
		<p>【その他】</p> <p><input type="checkbox"/> その他 理由: []</p>			
		<p><input type="checkbox"/> その他 理由: []</p>			
		<p><input type="checkbox"/> その他 理由: []</p>			
		<p>【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載</p>			
		記述評価 (レマークを付した評価内容 を詳細記述)	評点: [] 点		
		<p>※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。</p> <p>※2. 評価は各項目において1つ点が付されれば1、2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。</p> <p>※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。</p> <p>※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。</p>			

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する

(総括監督員)

考査項目	細別	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
2施工状況	II.工程管理	4週8休(現場閉所率28.5%)以上は、原則a評価とする。異なる場合は、上記評価結果に「a」(全角小文字)を手入力する。	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 <input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 <input type="checkbox"/> 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> その他 理由:() 「判断基準」 該当項目が3項目以上………a 該当項目が1項目…………b <input checked="" type="checkbox"/> 該当項目がなし…………c	<input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示に従わなかった。		
	III.安全対策	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
		「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 <input type="checkbox"/> その他 理由:() 「判断基準」 該当項目が3項目以上………a 該当項目が1項目…………b <input checked="" type="checkbox"/> 該当項目がなし…………c	<input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。			

別紙一2(2)-1

(総括監督員)

調査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	<p>I 構造物の特殊性への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 <input type="checkbox"/> 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 <input type="checkbox"/> 3. その他 理由:  <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p>	<p>(1.について) 切土の土工量: 20万m³以上、盛土の土工量: 15万m³以上、護岸・築堤の平均高さ: 10m以上、トンネル(シールド)の直径: 8m以上、ダム用水門の設計水深: 25m以上、樋門又は樋管の内空断面積: 15m²以上、揚排水機場の吐出管径: 2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長: 25m以上、堰又は水門の径間数: 3径間以上、堰又は水門の扉体面積: 50m²/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ: 20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積: 100m²以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積: 300m²以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深: 10m以上、地滑り防止工: 幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量: 100万m³以上、流路工の計画高水流量: 500m³以上、砂防ダムの堤高: 15m以上、ダムの堤高: 150m以上、転流トンネルの流下能力: 400m³/s以上、橋梁下部工の高さ: 30m以上、橋梁上部工の最大支間長: 100m以上</p> <p>(2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 ・浚渫土砂の長距離土捨、大型ケーソン等の長距離回航、大型作業船を駆使する工事。(港湾) ・沈埋トンネルの製作・築造で高度な技術を要する工事。特殊ケーソンの製作工事。(港湾) ・構造物固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき工事特性があると評価された工事。(港湾)</p> <p>(3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。</p>
	II. 都市部等の作業環境、社会条件等への対応	<p>II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 <input type="checkbox"/> 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 <input type="checkbox"/> 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 <input type="checkbox"/> 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 <input type="checkbox"/> 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 <input type="checkbox"/> 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 <input type="checkbox"/> 10. 工事区域周辺の航行船舶への配慮(港湾) <input type="checkbox"/> 11. その他 理由:  <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p>	<p>(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。</p> <p>(5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。</p> <p>(6.について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。</p> <p>(7.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。</p> <p>(8.について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。</p> <p>(9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 ※点在工事の場合に加点</p> <p>(10.について) ・一般船舶の航行が多く、工事実施にあたり、関係機関等との調整及び施工上の制約が多い工事。(港湾) ・大気圧を超える気圧下の作業室での工事。(港湾) ・酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事。地上・水面から10m以上(10m以下)での工事。(港湾) ・工程上他工事の制約を受け、船舶・機械、人員の増強を行った工事。(港湾)</p> <p>(11.について) ・施工区域、施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回などに制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。</p>

別紙一(2)-2

(総括監督員)

調査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	<p>III 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 12. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 <input type="checkbox"/> 13. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 <input type="checkbox"/> 14. 急峻な地形及び土石流危険渓流内の工事 <input type="checkbox"/> 15. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 <input type="checkbox"/> 16. 狹隘な泊地・航路内など航行船舶に配慮しなければならない工事(港湾) <input type="checkbox"/> 17. その他 理由: <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p> <p>IV 長期工事における安全確保への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 18. 工期が12ヶ月を超える工事で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 <input type="checkbox"/> 19. その他 () ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。 	<p>(12.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深基礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 <p>(13.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上、海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事。 <p>(14.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 <p>(15.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 <p>(16.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潮流が早い又は潮位差が大きい海域のため、施工工程及び作業時間の制約や刻々と変化する状況を克服する技術を要する工事。(港湾) <p>(17.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
	評価	評点: 点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 主任監督職員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない

※3. 評価にあたっては、主任監督員等の意見も参考に評価する。

査定項目	細別	a 優れている	a' bより優れている	b やや優れている	b' cより優れている	c 他の項目に該当しない																				
6.社会性等 I.地域への貢献等	「評価対象項目」					「判断基準」																				
	<input type="checkbox"/> 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 <input type="checkbox"/> 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 <input type="checkbox"/> その他 理由:()	<input type="checkbox"/> 該当項目が4項目以上………a <input type="checkbox"/> 該当項目が3項目………a' <input type="checkbox"/> 該当項目が2項目………b <input type="checkbox"/> 該当項目が1項目………b' <input type="checkbox"/> 該当項目がなし………c																								
7.法令遵守等	法令遵守等の該当項目一覧表																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>1.指名停止3ヶ月以上</td> <td>-20点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>-15点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>-13点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>4.指名停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td>-10点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>5.文書注意(死亡事故)または文書警告</td> <td>-8点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>6.文書注意(重症・重大事故等)</td> <td>-5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>7.文書注意(軽傷事故等)</td> <td>-3点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>8.その他 理由: 点</td> <td>点</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>9.項目該当なし</td> </tr> </tbody> </table>						措置内容	点数	<input type="checkbox"/> 1.指名停止3ヶ月以上	-20点	<input type="checkbox"/> 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	<input type="checkbox"/> 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	<input type="checkbox"/> 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	<input type="checkbox"/> 5.文書注意(死亡事故)または文書警告	-8点	<input type="checkbox"/> 6.文書注意(重症・重大事故等)	-5点	<input type="checkbox"/> 7.文書注意(軽傷事故等)	-3点	<input type="checkbox"/> 8.その他 理由: 点	点	<input type="checkbox"/> 9.項目該当なし	
措置内容	点数																									
<input type="checkbox"/> 1.指名停止3ヶ月以上	-20点																									
<input type="checkbox"/> 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点																									
<input type="checkbox"/> 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点																									
<input type="checkbox"/> 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点																									
<input type="checkbox"/> 5.文書注意(死亡事故)または文書警告	-8点																									
<input type="checkbox"/> 6.文書注意(重症・重大事故等)	-5点																									
<input type="checkbox"/> 7.文書注意(軽傷事故等)	-3点																									
<input type="checkbox"/> 8.その他 理由: 点	点																									
<input type="checkbox"/> 9.項目該当なし																										
	<p>① 本評価項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかつた場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <p>1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。</p> <p>2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。</p> <p>3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。</p> <p>4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。</p> <p>5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。</p> <p>6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。</p> <p>7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</p> <p>8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</p> <p>9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。</p> <p>10.下請代金を期日以内に支払っていない、不當に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。</p> <p>11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。</p> <p>12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、構成員、企業会員等の暴力団関係者がいることが判明した。</p> <p>13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員や、ガードマンの受け入れ土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</p> <p>14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした</p> <p>15.熊本市上下水道局工事検査要綱において準用する熊本市工事検査規程第15条により粗雑工事を手直しした場合</p> <p>16.約款第42条による瑕疵の修補又は損害賠償の請求が行われた場合</p> <p>17.約款第7条の2に違反し、社会保険等未加入業者を下請けとした場合。ただし、同約款第7条の2第2項に該当するものを除く。</p>																									

考查項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する

(検査員)

考查項目	細別	a	b	c	d	e
1. 基本的な技術力と成果 施工状況	I. 施工管理状況	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		<p>「評価対象項目」</p> <p>削除項目(該当がない場合)</p> <p><input type="checkbox"/> 熊本市公共工事請負契約款第18条第1項第1号から5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 品質証明体制が確立され、品質証明員(社内検査員など)による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 理由: []</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>		

別紙-3②

(検査員)

考查項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 基本的な技術力と成果 施工管理	I. 出来形管理 コンクリート構造物工事 舗装工事 基礎工工事(地盤改良等を含む) 維持修繕工事 塗装工事 防護柵工事 標識工事 下水管きよ工事 管布設(替)工事 管製作及び現場接合工事 管更生工事	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以下で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以下で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以下で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以下で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

※ ばらつきの判断は別紙-4参照。

ばらつきの評価

ばらつきが50%以下
 ばらつきが80%以下
 規格値を満足し、a～b'に該当しない。

- (1) 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
 (2) 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
 (3) 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
 (4) 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

別紙-3(4)

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																																
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	下水道管渠工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																	
		「評価対象項目」 削除項目(該当がない場合)	<input checked="" type="checkbox"/> 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 使用材料の品質規格証明書が整備されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 管渠(管布設・矩形渠布設・推進)工において出来高管理基準を満足しており、屈曲や沈下がない。 <input checked="" type="checkbox"/> 管渠の影響を与えるクラックや変形がない。 <input checked="" type="checkbox"/> 管渠において漏水箇所がない。 <input checked="" type="checkbox"/> 管渠においてシール材・滑材・接着材等のはみ出し等がない。 <input checked="" type="checkbox"/> 管口仕上げが良好である。 <input checked="" type="checkbox"/> 推進管の裏込注入を適切に行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 人孔において、出来形管理基準を満足し、連結部には止水シール・止水ゴムが適切に使用されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 人孔において、各部材にクラック等がなく漏水がない。 <input checked="" type="checkbox"/> 人孔の足掛金物の位置、方向が適切であり、鉄蓋設置においてガタツキがない。 <input checked="" type="checkbox"/> インパートは形状、勾配等が適正で漏水がない。 <input checked="" type="checkbox"/> インパートは、その表面仕上げが適切である。 <input checked="" type="checkbox"/> 人孔及び桿の天端は周辺地盤になじんでおり、周辺の復旧仕上がりがよい。 <input checked="" type="checkbox"/> 桿の取付管は理由のない屈曲や沈下がない。 <input checked="" type="checkbox"/> 施設内に土砂、モルタル、材料の断片等がなく清掃されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 堀削時の土留めや推進時の掘進による、周辺地盤への影響が見られない。 <input checked="" type="checkbox"/> 埋戻において、締固めが適切な方法で施工されており、沈下が見られない。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (理由 :)		ばらつきの評価 <input checked="" type="checkbox"/> ばらつきが50%以下 <input checked="" type="checkbox"/> ばらつきが80%以下 <input checked="" type="checkbox"/> ばらつきが80%を超える <input checked="" type="checkbox"/> ばらつきで判断不可能																																			
							① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値() = ()評価 / ()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする																																	
						● 判断基準																																		
						<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">評価値</th><th rowspan="2">90%以上</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr></thead><tbody><tr><td>評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td></td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td></td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td></td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></tbody></table>	評価値	90%以上	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満		a'	b	b'	b'	60%以上75%未満		b	b'	c	c	60%未満		b'	c	c	c	
評価値	90%以上	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																			
		50%以下	80%以下	80%を超える																																				
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																			
75%以上90%未満		a'	b	b'	b'																																			
60%以上75%未満		b	b'	c	c																																			
60%未満		b'	c	c	c																																			
							注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																	
考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																																
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	下水道管渠工事 (シールド)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																																	
		「評価対象項目」 削除項目(該当がない場合)	<input checked="" type="checkbox"/> 設計図書に基づく材料規格・材質・寸法が確認できる。 <input checked="" type="checkbox"/> 規定の勾配・基準高さ等が確保されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 <input checked="" type="checkbox"/> 人孔、汚水桿等が適切に施工されている。 <input checked="" type="checkbox"/> セグメントの縫手が適切に施工され漏水がない。 <input checked="" type="checkbox"/> 2次覆工において漏水がない。 <input checked="" type="checkbox"/> 裹込み注入を適切に行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図書に基づくコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリート規格(強度・W/C・最大骨材粒径・塩基量等)が確認できる。 <input checked="" type="checkbox"/> コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 <input checked="" type="checkbox"/> コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 <input checked="" type="checkbox"/> 施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設方法、養生方法等を適切に行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (理由 :)		ばらつきの評価 <input checked="" type="checkbox"/> ばらつきが50%以下 <input checked="" type="checkbox"/> ばらつきが80%以下 <input checked="" type="checkbox"/> ばらつきが80%を超える <input checked="" type="checkbox"/> ばらつきで判断不可能																																			
						① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値() = ()評価 / ()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする																																		
						● 判断基準																																		
						<table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">評価値</th><th rowspan="2">90%以上</th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr><tr><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr></thead><tbody><tr><td>評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr><tr><td>75%以上90%未満</td><td></td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr><tr><td>60%以上75%未満</td><td></td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr><tr><td>60%未満</td><td></td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr></tbody></table>	評価値	90%以上	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満		a'	b	b'	b'	60%以上75%未満		b	b'	c	c	60%未満		b'	c	c	c	
評価値	90%以上	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																			
		50%以下	80%以下	80%を超える																																				
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																			
75%以上90%未満		a'	b	b'	b'																																			
60%以上75%未満		b	b'	c	c																																			
60%未満		b'	c	c	c																																			
							注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。																																	
							上記該当あれば ... c																																	

別紙-3(5)

(検査員)

検査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																													
3.出来形及び出来ばえ II.品質	下水道管渠工事 管更生工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																														
「評価対象項目」 削除項目（該当がない場合） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 <input type="checkbox"/> 材料の品質規定証明書が整備されている。 <input type="checkbox"/> 事前調査において既設管内の布設状況、取付管位置、障害物及び侵入水等の状況を十分に把握し施工を行っている。 <input type="checkbox"/> 事前処理により施工時には支障のないよう適切な措置を施している。 <input type="checkbox"/> 人孔管口の仕上がりが良い。 <input type="checkbox"/> 取付管口の仕上がりが良い。 <input type="checkbox"/> 施設内に漏水がない。 <input type="checkbox"/> 施工後の管に土砂、汚物の堆積等がない。 <input type="checkbox"/> 硬化性樹脂材を使用する場合、硬化時の時間及び温度管理が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> 製管材を使用する場合、裏込め材の注入量の記録管理が適切に行われている。 <input type="checkbox"/> その他（理由：） 																																					
<div style="background-color: yellow; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ばらつきの評価 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ばらつきが50%以下 <input type="checkbox"/> ばらつきが80%以下 <input type="checkbox"/> ばらつきが80%を超える <input type="checkbox"/> ばらつきで判断不可能 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0; margin-bottom: 10px;"> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値() = ()評価数 / ()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする </div> <div style="text-align: center;"> ●判断基準 <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> </div>										ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	c	60%未満	b'	c	c	c
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
	50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b	b																																
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'																																
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																
	60%未満	b'	c	c	c																																
検査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																													
3.出来形及び出来ばえ II.品質	薬液注入工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきの判断は別紙-4参照。					<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示されたり。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。																														
「評価対象項目」 削除項目（該当がない場合） <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 使用材料(硬化材、助材含む)の品質証明書が提出されている。 <input type="checkbox"/> 使用材料(硬化材、助材含む)の入荷及び空袋で監督員の立会を行っている。 <input type="checkbox"/> 削孔深さ、注入長の確認ができる。（監督立会） <input type="checkbox"/> 注入量、圧力等が確認できるよう適切な施工を行っている。 <input type="checkbox"/> 注入効果の確認を行っている。 <input type="checkbox"/> 薬液注入に伴う周辺地盤への影響がみられない。 <input type="checkbox"/> 薬液注入に伴う管理が適切で、観測井も適切に復旧されている。 <input type="checkbox"/> その他（理由：） 																																					
<div style="background-color: yellow; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ばらつきの評価 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ばらつきが50%以下 <input type="checkbox"/> ばらつきが80%以下 <input type="checkbox"/> ばらつきが80%を超える <input type="checkbox"/> ばらつきで判断不可能 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0; margin-bottom: 10px;"> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値() = ()評価数 / ()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする </div> <div style="text-align: center;"> ●判断基準 <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> <th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table> </div>										ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能	50%以下	80%以下	80%を超える	評価値	90%以上	a	a'	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	60%未満	b'	c	c				
	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能																																	
	50%以下	80%以下	80%を超える																																		
評価値	90%以上	a	a'	b																																	
	75%以上90%未満	a'	b	b'																																	
	60%以上75%未満	b	b'	c																																	
	60%未満	b'	c	c																																	
上記該当あれば　・・・ c □ クラックがある場合、進行性又は有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置を行って																																					

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙-3⑥

考査項目	工種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ III. 出来ばえ	下水道管渠工事	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 工事標準仕様書に適合し、良好である。 <input type="checkbox"/> 手直しの形跡がなく、丁寧、正確な施工がうかがえる。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録簿等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 <input type="checkbox"/> 公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が良い。 <input type="checkbox"/> 補装施工で既設舗装及びマンホール鉄蓋・構造物とのすり付け状況が良く、かつ表面の仕上がりや雨水処理が良い。 <input type="checkbox"/> 現場周辺の片付けも配慮され、良好である。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観がよい。		●判断基準 該当6項目以上..... a 該当5項目..... b 該当3~4項目..... c 該当2項目以下..... d	
	下水道管渠工事 ※上記によらず、当該欄で評価	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> 理由 : _____ <input type="checkbox"/> 理由 : _____ <input type="checkbox"/> 理由 : _____ <input type="checkbox"/> 理由 : _____ <input type="checkbox"/> 理由 : _____		●判断基準 該当4項目以上..... a 該当3項目..... b 該当2項目..... c 該当1項目以下..... d	

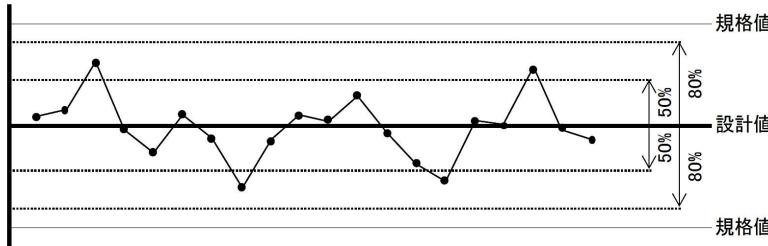
別紙-4

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

[管理図の場合]

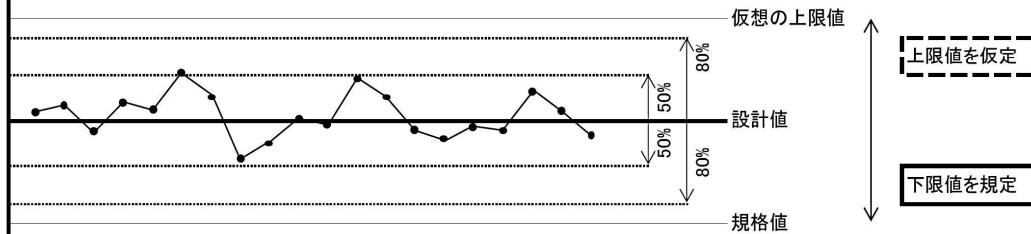
(上・下限値がある場合)

①ばらつきが50%以下と判断される例

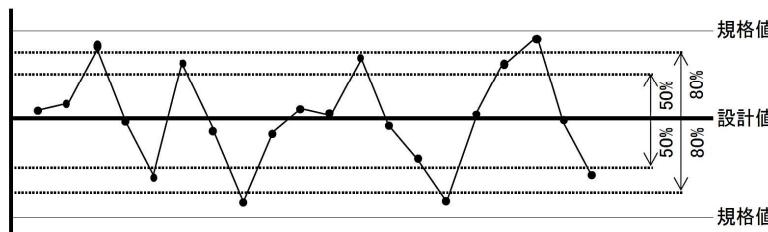


(下限値のみの場合)

※出来形管理のみに適用。
※仮想の上限値は、プラス側に規格値(マイナス)と同値を設定する。

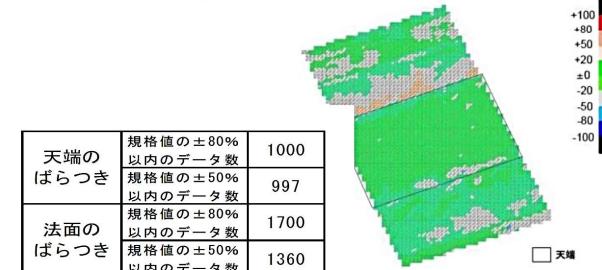


②ばらつきが80%以下と判断される例



③ICT活用工事の例

出来形合否判定総括表の分布図や計測点の個数によりばらつきを判断
ばらつきが50%以下と判断できる例



	測点数が10点以上	測点数が9点以下
(A) 規格値の50%に測定数の8割以上が収まっている	バラつきが50%以内	バラつきが80%以内
(B) 規格値の80%に測定数の8割以上が収まっている	バラつきが80%以内	バラつきが80%を超える
(A)、(B)に該当しない	バラつきが80%を超える	バラつきが80%を超える

バラつき判定表

※バラつきは測点数も加味し判断する。(バラつき判定表参照)

※バラツキで判断できる項目が無い場合は、「バラツキで判断不可能」にチェック
※ICT活用工事の場合は、測点数が10点以上として取り扱う。

2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1)主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りではない。
- (2)コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。
- (3)上記の場合の評定の工種は、「上記以外の工事又は合併工事」欄を活用する。

3. その他

- ・施工プロセスチェックリストを活用して、評定を行う。
- ・創意工夫、社会性等は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。